議案1

1 届出内容

(変更 届出年月日:令和4年12月16日、根拠条文:法第6条第2項、条例審議:—)

名 称	イオンモール伊丹			
所在地	伊丹市藤ノ木一丁目1番			
設置者	三菱 UFJ 信託銀行株式会社			
施設の用途(業態)	物品販売業を営む店舗(食料品等)ほか			
変更年月日	令和5年2月末日			
店舗面積	52, 024 m²			
延べ面積、建築面積、敷地面積	151, 440 m²、36, 732 m²、61, 000 m²			
用途地域 等	商業地域			
F + 古 17 / 2 / 3 / 4	2,509 台 (≧ 必要台数 2,358 台)			
駐車収容台数	夜間駐車場 の利用制限 おし 制限後台数 -			
駐輪収容台数	2,460 台			
荷さばき施設面積	266 m²			
廃棄物等保管容量	490 m³			
営業時間	7 時から 24 時まで			
駐車場の利用時間	24 時間			
駐車場の出入口の数	変更前:出入口2箇所、出口1箇所、入口1箇所 変更後:出入口3箇所、入口1箇所			
荷さばき施設の利用時間帯	午前5時から午後12時まで			
備考	_			

2 法第8条第1項及び第2項の規定による意見の有無

伊丹市の意見の有無	あり
伊丹市の区域内に居住する 者等の意見の有無	なし

3 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断 適

① 道路交通への影響に関する事項 【ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】 ア 発生する自動車台数と来店経路

○ ピーク1時間当たりの来店自動車台数 令和2年12月20日(日)の交通量実態調査結果

表-1 駐車場・利用台数・一覧表

時間帯	総入庫台数	西入口入庫台数	東方向の入庫台数
		(東・西・北方面)	(北入口入庫想定台数)
9:00~10:00	820	607 (74%)	170 (21%)
10:00~11:00	1,100	784 (71%)	127 (12%)
11:00~12:00	1,099	770 (70%)	235 (21%)
12:00~13:00	963	684 (71%)	224 (23%)
13:00~14:00	1,033	647 (63%)	205 (20%)
14:00~15:00	1,072	676 (63%)	225 (21%)
15:00~16:00	955	689 (72%)	171 (18%)
		平均(69%)	平均(19%)

※来店が減少し始める時間帯以前を抽出した

※総入庫台数 :補足資料-1 イオンモール施設駐車場利用状況資料より

<u>これらのことから、西入口に集中している入庫車が北入口に分散されることにより、発生している渋滞</u>に対して、一定効果が見込まれると予想される。

② 駐車場に関する事項

【駐車場の入庫処理能力】

1 III-V	1 時間当たり入庫処理能力		ピーク1時間に予想	思される自動車台数
入口の場所	台数	算出根拠	台数	算出根拠
北側	北側 450台 1台当り処理時間 (8秒)×1ブース		225 />	現況交通量調査結 果からの推定

◆1 1時間当たり入庫処理能力算出根拠

3,600(秒)/8(秒/台)=450(台/時間)

※ 8秒:発券機メーカー指定処理時間

◆2 ピーク1時間に予想される自動車台数根拠

現在の誘導経路上、今回入口を設置する県道伊丹豊中線(側道)を通過し、「天津交差点を東流入左折し、来店車両の約7割が利用する【西側出入口】を目指すこととなっている。当該ルートは店舗利用者以外の通過車両が利用する頻度は極めて低い状況であることから、このことに着目し、「天津交差点」の通過交通量のうち「【東流入左折する車両】は全て来店車両」と想定する。

繁忙期である 2020 年 12 月 20 日 (日) に実施した交通量調査時において、来店車両が低下し始める時間帯 (9 時~16 時まで)の小型車ピーク台数 (235 台)を採用した。

【敷地内の駐車待ちスペース】

入口の場	駐車待ち	発券ブー	駐車待 合	ちスペースが有る場	駐車待ちスペースが無い場 合
所	スペース	ス	長さ	算出根拠	設置しない理由・対策
北側	有	有	97 m	入口計画位置から ゲート計画位置ま での距離	

◆1 必要滞留スペースの算出

【(当該入口の1分当たりの来店台数:T×1.6 -当該入口の1分当たり入庫処理可能台数) ×6 (m:平均車頭間隔)】

 $(235 台 \div 60 分 \times 1.6 - 450 台 \div 60 分) \times 6 = -7.4 m$ < 97 m OK

<u>これらのことから、新たに設ける入口において、道路側に渋滞を発生させることがないと</u>思われ、支障ないと考える。

(4) その他の指針関係事項

県の判断	適

① 歩行者の通行の利便の確保のための計画

- ・駐車場出入口部分には一旦停止線を標示し、出庫車両の飛び出しを抑制する。
- ・繁忙日等には、駐車場出入口に交通誘導員を配置する。

これらのことから、指針に基づく一定の配慮を行っているため、支障ないと考える。

ようなことから、中学生が自転車で登下

校する時間帯は交通誘導員や警備員など

を常駐されたい。

4 法第8条第1項の規定により伊丹市から聴取した意見 県の判断 意見内容 設置者の対応 1 県道伊丹豊中線は、バスの運行路線に 入口運用開始後は、混雑時には新 設置者の あたることから、渋滞が予測される場合 設入口手前に誘導看板をもった誘導 対応は妥 には、予め誘導員を配置するなど、混雑 当と判断 員を追加配置しています。 緩和への対策を講じて頂きたい。さらに、 また店舗HPおよび店内掲示板に変 する。 周辺道路の渋滞対策として、入店経路に 更案内図を提示するとともに、実際 ついての周知徹底を図って頂きたい。 の走行動画などを HP・SNS などで発 信し、周知を図っています。 2 運用開始時には、交差点への交通整理 2 従前より混雑予想日には各出入口 員配置始め、交通状況の把握に努め、状 および周辺の交差点付近に複数の誘 況に応じた対応をされたい。 導員を配置していますが、入口運用 開始後も引き続き現地での交通状況 に応じて誘導員の配置を変更するな ど、臨機応変に対応してまいります。 3 引き続き対応してまいります。 3 路線バスの定時・安全運行の確保に必 要な事項については、引き続き交通局へ の情報提供及び協議をされたい。 4 工事の期間は常時警備員を配置するな 4 工事は営業時間帯 (7 時~22 時) ど、歩行者の安全確保を徹底されたい。 を避け、車両および歩行者の少ない 夜間(23時~翌6時)に実施し、必 要に応じ誘導員を配置するなどの 対応を行い、無事完了しました。 5 本市は自転車利用率が高く、自転車に 5 自転車走行の安全確保については よる事故も多い現状であることから、工 事業者側でも従前より認識してお 事終了後も警備員を常時配備するなど、 り、これまでも対象箇所では、混雑 自転車利用者を想定した安全対策を講じ 予想日には複数の誘導員を配置し られたい。 安全確保に努めております。 入口運用開始後も同様の対応をし ながら経緯を確認し、必要があれば 追加対策を講じてまいります。 なお今回の改良については届出提 出前に自治会を通じて近隣の各世 帯へ情報提供させていただいてお ります。 6 イオンモール伊丹における駐車場の自 6 中学生の登下校時に通学経路とし 動車出入口数の変更により、北側出口が て自転車通行されていることは事 北側出入口となる。このことにより、あ 業者側も認識しております。 る一定、自動車等の渋滞緩和は進むもの 今回の変更に伴う登下校時への影 と考えるが、現在、県道伊丹豊中線側道 響を確認の上、誘導員の配置などの は、中学校の通学路になっている。この 必要な安全対策を検討してまいり

ます。

ります。

なお今回の改良については届出提

出前に自治会を通じて近隣の各世 帯へ情報提供させていただいてお

- 7 自転車同士の事故や、歩行者と自転車、 その他、自動車における交通事故が起こ らないよう、警察や関係部局等と連携を 図り、安全対策を講じられたい。
- 7 今回の改良については着手前に警察および道路管理者とも安全対策を含めて協議および法令手続きを行った上で実施しております。また運用開始後も引き続き情報共有・連携を図ってしてまいります。

設置者の対応は妥当と判断する。

- 8 イオンモール伊丹周辺道路は、伊丹市立伊丹小学校及び伊丹市立北中学校の通学路となっているため、工事期間は工事車両等が児童生徒の登下校の時間帯(登校時間6時30分から8時30分、下校時間14時30分から19時)に校区内を通行する際には、安全に十分配慮されたい。
- 8 工事は営業時間帯 (7 時~22 時) を避け、車両および歩行者の少ない 夜間 (23 時~翌 6 時) に実施し、必 要に応じ誘導員を配置するなどの 対応を行い、無事完了しました。
- 9 工事車両出入口や駐車場出入口に複数の警備員を配置する等、児童生徒の安全確保に努められたい。
- 9 工事は営業時間帯 (7 時~22 時) を避け、車両および歩行者の少ない 夜間 (23 時~翌 6 時) に実施し、必 要に応じ誘導員を配置するなどの 対応を行い、無事完了しました。

また対象箇所では、従前より混雑 予想日には複数の誘導員を配置し 安全確保に努めており、入口運用開 始後も引き続き対応してまいりま す。

5 法第8条第2項の規定により伊丹市の区域内に居住する者等から述べられた意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
意見なし	_	_

6 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
【兵庫県警察本部交通規制課】 1 案内誘導看板等の設置について 運用変更後の入口及び出口を明示する 案内誘導看板を設置するとともに、設置 箇所については事前に伊丹警察署長と調 整されたい。	1 案内誘導看板については届出提出 前に伊丹警察署とも配置・案内内容 についても協議・確認の上、対応し ております。	設置者の対応は妥当と判断する。
2 来退店経路について チラシ・ホームページ等の各種媒体を 活用して、出入口の運用変更に伴う来退 店経路及び駐車場利用の案内を周知徹底 されたい。	2 入口運用後の来退店経路及び駐車 場利用の案内については、店舗 HP お よび店内掲示板に変更案内図を提示 するとともに、実際の走行動画など を HP・SNS などで発信し、周知を図 っています。	

3 店舗出入口等への交通誘導員の配置について

出入口の変更から当分の間及び繁忙日等については、出入口付近の歩道上の安全を確保するため、同箇所に交通誘導員を配置して、来退店車両に対する適切な交通誘導を行い、交通の安全を確保されたい。

4 周辺地域における生活環境の保持について

出入口の変更から当分の間、周辺交通の支障の有無を確認するとともに、交通 状況につき問題が発生した場合は、関係 機関と協議の上、速やかに必要な対策を 講じられたい。 3 入口運用開始当初は平日・休日と も新設入口手前に誘導看板をもった 誘導員を追加配置するなどの増強対 応を図りました。現在は繁忙期に同 様の対応を継続予定です。 設置者の対応は妥当と判断する。

4 運用開始後、周辺の交通支障の有無を確認し、問題が発生した場合は 関係機関に報告・協議の上、必要な対策を講じます。

【都市政策課】

1 都市政策に関すること

誰もが利用しやすい施設整備の観点から、福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度を活用されたい。 また、チェック&アドバイスによる助言を適切に反映した施設を「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する制

度もあるため、こちらも活用されたい。

2 緑化に関すること

環境の保全と創造に関する条例では、 建築面積又はその敷地面積が 1,000 ㎡以 上の場合、同条例施行規則で定める緑化 基準に従い、当該建築物又はその敷地を 緑化しなければならない規定があるので 留意されたい。

また、新築又は増築等に係る建築面積 が 1,000 ㎡以上の場合、同緑化基準に従 い、建築物等緑化計画届を作成し、建築 確認申請前に提出されたい。 1 制度の内容を確認し、検討いたします。

同上

2 緑化については当初開発手続き以降、各種条例等の基準に準拠し、対応しております。また 2002 年の開業以降、緑地の約 20 年にわたり緑地の維持管理を継続しており、各樹木が生育した緑地帯が存在しています。

また今回の変更含め、緑地の減少を伴う改良工事が発生した場合については代替緑地を別場所に確保するなどの措置を講じています。

今後も増築等の改良を実施する際 には所定の手続きに準拠し、対応し てまいります。

7 法第8条第4項の規定による意見(案)

県の意見の有無	有しない。
留意事項の有無	次の留意事項を付記する。 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。 2 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。 3 来客等に安全運転を周知するとともに、歩行者等の安全な通行の確保に努めること。 4 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑、歩行者等の安全確保上の懸念、その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。 5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

議案2

1 届出内容

(変更 届出年月日:令和5年1月19日、根拠条文:法第6条第2項、条例審議:—)

名 称	5年1月19日、依拠宋文: 法第6宋第2頃、宋例番譲: 一) ドラッグコスモス山崎インター店		
所在地	宍粟市山崎町下広瀬 104-1 ほか		
設置者	株式会社コスモス薬品		
施設の用途(業態)	物品販売業を営む店舗(医薬品等)		
変更年月日	令和5年2月1日		
店舗面積	1, 638 m²		
延べ面積、建築面積、敷地面積	1, 993 m²、2, 050 m²、4, 258 m²		
用途地域 等	第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域		
騒音に係る基準	環境基準:B類型、C類型 規制基準:第2種、第3種		
駐車収容台数	65 台 (≧ 必要台数 65 台)		
紅里収谷口数	夜間駐車場 無 制限後台数 -		
駐輪収容台数	20 台		
荷さばき施設面積	40 m²		
廃棄物等保管容量	13. 5 m³		
営業時間	午前 10 時から午後 9 時 45 分まで		
駐車場の利用時間	午前9時30分から午後10時まで		
駐車場の出入口の数	変更前:出口1箇所、入口1箇所 変更後:出入口2箇所		
荷さばき施設の利用時間帯	午前6時から午後10時まで		
備考			

2 法第8条第1項及び第2項の規定による意見の有無

1-1-1-	** · ***** · · · · · · · · · · · · · ·
宍粟市の意見の有無	なし
宍粟市の区域内に居住する 者等の意見の有無	なし

3 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断 適

① 道路交通への影響に関する事項

【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

- ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定
 - 〇 ピーク1時間当たりの来店自動車台数 「指針式〕
 - 1. 638 千㎡×1, 051 人/千㎡・日×ピーク率 14. 4%×分担率 80%÷平均乗車人員 2. 0 人/台 ⇒ 99 台/h
 - 商圏(店舗を中心に半径 2.0km)を5方面に分け、各方面別の世帯数比で99台/hを各地域からの経路に配分する。

方面	世帯数 (世帯)	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
1	1, 122	25. 0	各 25
2	294	6. 5	各 6
3	416	9. 3	各 9
4	667	14. 8	各 15
(5)	1, 997	44. 4	各 44
計	4, 496	100.0	各 99

イ 交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価及び対策

- 現況交通量調査〔地点1:令和4年10月23日(日)、24日(月)〕に、店舗より発生する自動車台数各99台/hを加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行う。また、現在、市道山田下広瀬線(都市計画道路)の道路改良を行っており、道路の供用開始前後で来退店経路を変更するため、それぞれ検討を行う。
- 信号交差点の交差点需要率、車線別混雑度は下表のとおり。
- <u>いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられ</u>る。

(上段:交差点需要率、下段:車線別混雑度)

※網かけは最大値を示す。

(工权, 文是小冊女子、) 校, 平脉が比極及/						秋/で屋 こ / 1・/ 0	
押沙		予測			 下線部は		
調査地点	現況		供用開始前		供用開始後		供用開始後の
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	経路上の車線
U. b. at->4. b	0. 278	0. 272	0. 332	0. 325	0.316	0.309	
地点 1 交差点 (中井) 平:17 時台 休:16 時台	0. 368 0. 264 0. 108 0. 021 0. 264 0. 168	0. 351 0. 201 0. 114 0. 015 0. 274 0. 180	0. 446 0. 264 0. 145 0. 021 0. 299 0. 250	0. 429 0. 201 0. 150 0. 015 0. 310 0. 262	0. 417 0. 264 0. 137 0. 021 0. 299 0. 250	0. 401 0. 201 0. 143 0. 015 0. 310 0. 262	<u>北流入左直右</u> 南流入左直 南流入右折 西流入右折 <u>東流入左直</u> 東流入右折

ウ 無信号交差点における右折の交通処理検討

- 現況交通量調査〔地点2:令和4年10月23日(日)、24日(月)〕に、上記で算出した発生する自動車台数各99台/hを加えて、信号機のない交差点の交通容量の計算法(OECD報告書)により評価を行う。また、市道山田下広瀬線は道路改良を行っており、道路の供用開始前後で来退店経路を変更するため、それぞれ検討を行う。
- 市道山田下広瀬線(都市計画道路)の供用開始後における地点2交差点の北断面の 交通量は、山崎町都市計画道路交通量推計業務報告書に基づき4,400台/日とし、平 成27年度道路交通センサスの昼夜率、ピーク率に基づき、ピーク時の断面交通量480 台/hとする。
- 無信号交差点における退店車両の右折に係る遅れの指標は、平日・休日共に、「滞留しない」となり、周辺交通へ与える影響は軽微と考える。

地点2交差点 (主道路:市道千本屋御名線、従道路:市道山田下広瀬線)

也亦と入土亦						
	市道山田下広瀬線→市道千本屋御名線					
開店後	供用閉	昇始前	供用開始後			
7471	平日 (16 時台)	休日 (10 時台)	平日 (16 時台)	休日 (10 時台)		
交通容量	390	350	270	243		
実交通量	61	61	179	179		
余裕交通容量	329	289	91	64		
遅れの評価	滞留しない	滞留しない	滞留しない	滞留しない		

(2)騒音の発生に係る事項

県の判断適

- ① 騒音の予測・評価
 - □ 騒音の総合的な予測・評価

之别(h) 上 (米拉		『米+☆ ↓↓↓	接地 主な音源	昼間		夜間	
1、位	予測地点 隣接地		() は夜間のみ	環境基準	等価騒音レベル	環境基準	等価騒音レベル
A	1. 2m	雑種地	自動車走行音 (設備稼働音)		44.0 dB		21.1 dB
A'	1. 2m	雑種地	自動車走行音 (設備稼働音)	55 dB (B類型)	44.2 dB	45 dB (B類型)	20.8 dB
В	1. 2m	住宅	廃棄物収集作業 (設備稼働音)		54.4 dB		25. 2 dB
С	1. 2m	住宅	設備稼働音 (設備稼働音)		43.0 dB		39.0 dB
C'	1. 2m	住宅	設備稼働音 (設備稼働音)	60 dB (C類型)	47.6 dB	50 dB (C類型)	44.0 dB
D	1. 2m	住宅	自動車走行音 (設備稼働音)		42.6 dB		24.1 dB
Е	1.2m	空店舗	自動車走行音 (設備稼働音)		42.2 dB		20.9 dB

※各予測地点において、主に騒音が最大となる高さについてのみ結果を掲載

○全ての点で、環境基準を下回っている。

□ 発生する騒音ごとの予測・評価

予	予測地点 隣接地 主な音源		規制基準	騒音レベル	
а	1.2m	道路	設備稼働音	45 ID(笠 0 種)	19 dB
b	1.2m	住宅	設備稼働音	45 dB(第2種)	21 dB
С	1.2m	住宅	設備稼働音		37 dB
c'	1.2m	住宅	設備稼働音	50 ID/数 9.毛)	42 dB
d	1.2m	道路	設備稼働音	50 dB(第3種)	37 dB
е	1.2m	道路	設備稼働音		20 dB

※各予測地点において、主に騒音が最大となる高さについてのみ結果を掲載

○全ての点で規制基準を下回っている。

これらのことより、周辺の生活環境に大きな影響はないと考える。

4 法第8条第1項の規定により宍粟市から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
・意見なし	_	_

5 法第8条第2項の規定により宍粟市の区域内に居住する者等から述べられた意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
・意見なし	_	_

6 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
【兵庫県警察本部交通規制課】 1 案内誘導看板等の設置について 運用変更後の入口及び出口を明示する 案内誘導看板を設置するとともに、設置 箇所については事前に宍粟警察署長と調 整されたい。	1 運用変更後の入口及び出口を明示する案内誘導看板を設置します。設置箇所及び内容については、宍粟警察署と調整済みです。	設置者の対応は妥当と判断する。
2 来退店経路について チラシ・ホームページ等の各種媒体を 活用して、出入口の運用変更に伴う来退 店経路及び駐車場利用の案内を周知徹底 されたい。	2 出入口の運用変更に伴う来退店経 路及び駐車場利用の案内について は、チラシ掲載等によってお客さま に周知します。	
3 店舗出入口等への交通誘導員の配置について 出入口の変更から当分の間、繁忙日等については、出入口付近の歩道上の安全を確保するため、同箇所に交通誘導員を配置して、来退店車両に対する適切な交通誘導を行い、交通の安全を確保されたい。	3 出入口の変更から当分の間、繁忙 日等については、出入口付近の歩道 上の安全を確保するため、同箇所に 交通誘導員を配置し、来退店車両に 対する適切な交通誘導を行い、交通 の安全を確保します。	

- 4 周辺地域の生活環境の保持について 出入口の変更から当分の間、周辺交通 の支障の有無を確認するとともに、交通 渋滞等の問題が発生した場合は、関係機 関と協議の上、速やかに必要な対策を講 じられたい。
- 4 出入口の変更から当分の間、周辺 交通の支障の有無を確認します。交 通渋滞等の問題が発生した場合は、 関係機関と協議の上、速やかに必要 な対策を講じます。

同上

7 法第8条第4項の規定による意見(案)

県の意見の有無	有しない。
留意事項の有無	次の留意事項を付記する。 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。 2 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。 3 周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑、歩行者等の安全確保上の懸念、その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関や関係者等と協議の上、必要な対策を講じること。 4 近隣の居住者等から騒音に係る苦情等があった場合は、適切な措置を講じること。